

# 保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

(2) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続するなど、地方の意見を制度に反映させること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(4) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、補助対象や補助率を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。

(5) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(6) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(7) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

(8) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、

財政支援措置を講じること。

- (9) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないように制度を改めること。
- (10) 介護保険法における住所地特例の対象となった者については、生活保護制度においても従前の住所を所管する自治体がその実施責任を担うようにすること。
- (11) 法定相続人がいない場合等における預金等の遺留金品を葬祭費等に確実に充当することができるようにすること。
- (12) 生活保護決定処分に係る訴訟費用について財政措置を講じること。

2. 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

3. 老齢基礎年金受給者や刑務所出所者等が地域社会で自立して生活することが可能となるよう、年金制度等の社会保障制度全般の在り方について検討し、見直しを図ること。

4. 生計困難者が確実に調剤を受けられるよう、無料低額診療事業について見直すこと。

5. 高校生等奨学給付金制度等の充実を図るなど、就学支援による子どもの貧困対策を推進すること。

また、子どもの貧困対策に取り組む市町村に対し、財政措置を講じること。

6. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る事務の簡素化及び事務費に対する財政措置を講じること。

7. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報への取扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。

8. 認知症高齢者支援に伴う市町村調査権を明確化するための法整備を行うこと。